

令和4年度 屋久島町保健事業 専門員（会計年度任用職員、特例適用職種）
募集要項

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

(1) 任用根拠：パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）

(2) 募集人員：

若干名（登録制）

(3) 応募資格

以下の①又は②と③、④に該当する者とする。

①保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・保育士のいずれかの資格を有する者

②公認心理師・臨床心理士等の免許又は資格を有する者

③当町に住所を有する者又は任用前日までに転入予定者であること

④普通自動車の運転免許を保有し自動車の運転ができる者

⑤次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア．禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ．反社会的勢力（暴力団等）の構成員である者又は反社会的勢力と密接な関係がある者

2 選考の方法及び内容

(1) 選考は書類審査にて実施します。

(2) 選考結果

合格の場合には、福祉支援課保健事業専門員として登録されますので、登録完了後文書で通知します。

3 選考合格から任用まで

最終合格者は、保健事業専門員として登録されます。登録後、依頼したい業務が生じた際に本人に連絡をとり、任用となります。（依頼業務が生じた際に登録者の中から必要人数・日数分の依頼を行いますので、必ずしも任用になるとは限りません。）

4 業務内容及び勤務場所等

(1) 業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア．福祉支援課保健事業及び子育て支援事業業務全般

母子保健法に基づく保健事業（健診、相談等）及び児童福祉法に基づく子育て支援事業（教室、訪問事業等）など

イ．その他、所属長が指示する事項

②勤務場所

本庁舎もしくは各出張所、保健センター

(2) 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で、依頼したい業務が発生した際に必要日数を任用します。

年度を越えての更新はありませんが、任期ごとに選考を行ったうえで再度任用されることがあります。

(3) 身分等

屋久島町保健事業専門員（会計年度任用職員、特例適用職種）として任用されます。

(4) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日の間 1日の勤務時間は、休憩時間を除き7時間45分を超えない範囲 午前8時30分から午後5時15分 保健事業業務の実施日によっては、休日出勤、時間外勤務を命じる場合があります。
休憩時間	原則正午から午後1時まで。 事業の内容によっては、時間変更の場合があります。
備考	最終合格者は、保健事業専門員として登録されます。登録後、依頼したい業務が生じた際に本人に連絡をとり、任用となります。 (依頼業務が生じた際に登録者の中から必要人数・日数分の依頼を行いますので、必ずしも任用になるとは限りません。)

(5) 給料・手当等

給料額は、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき決定します。

日額：8,200円、時間額：1,060円

※その他、費用弁償（自宅から勤務地までの距離に応じた往復分）が支給要件に応じて支給されます。

(6) 労災等

公務災害補償の適用あり。

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

5 応募手続及び受付期間

屋久島町保健事業専門員応募申込書は、福祉支援課で交付を受けるか又は、屋久島町ホームページからダウンロードすることができます。

(1) 提出書類

屋久島町保健事業専門員（会計年度任用職員、特例適用職種）申込書

※直筆で記入すること。

有する資格及び運転免許証の写し

(2) 提出先

〒891-4207 屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係

TEL0997-43-5900 (内線165)

※郵送で申し込むときは、封筒の表に「応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間

令和4年2月10日(木)から開庁日は随時受け付けます。

受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) その他

提出された書類は合否結果にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。

6、応募、お問い合わせ先

屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係

〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900 (内線165)